

## ワン・レイニー・ナイト…複製事件

最一判530907

楽曲の偶然の一致は著作権侵害になるか



著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解すべきであるから、既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はないところ、既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容を知らなかったものは、これを知らなかったことにつき過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならないものではない

167 最判S53/9/7 ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件

### 中古ゲームソフト事件 (焦点は頒布権)

ゲームソフトメーカー  
VS 中古ソフト販売業者

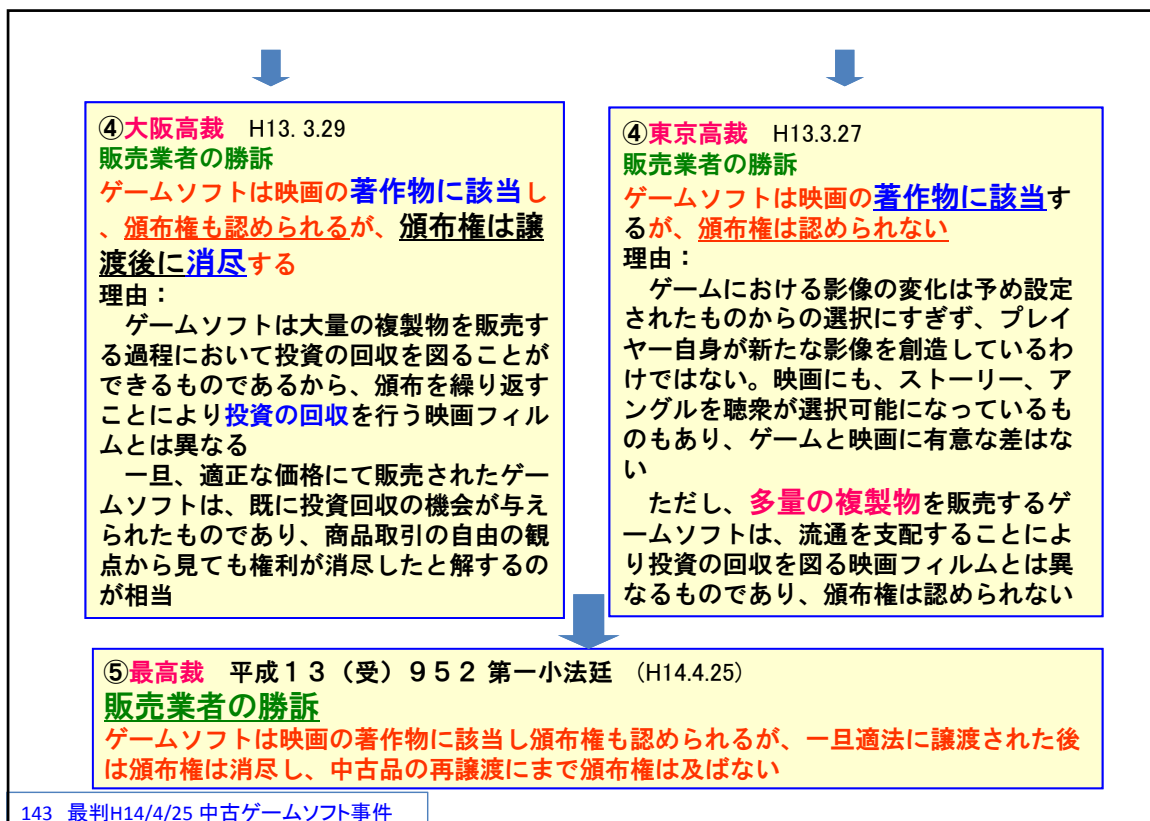
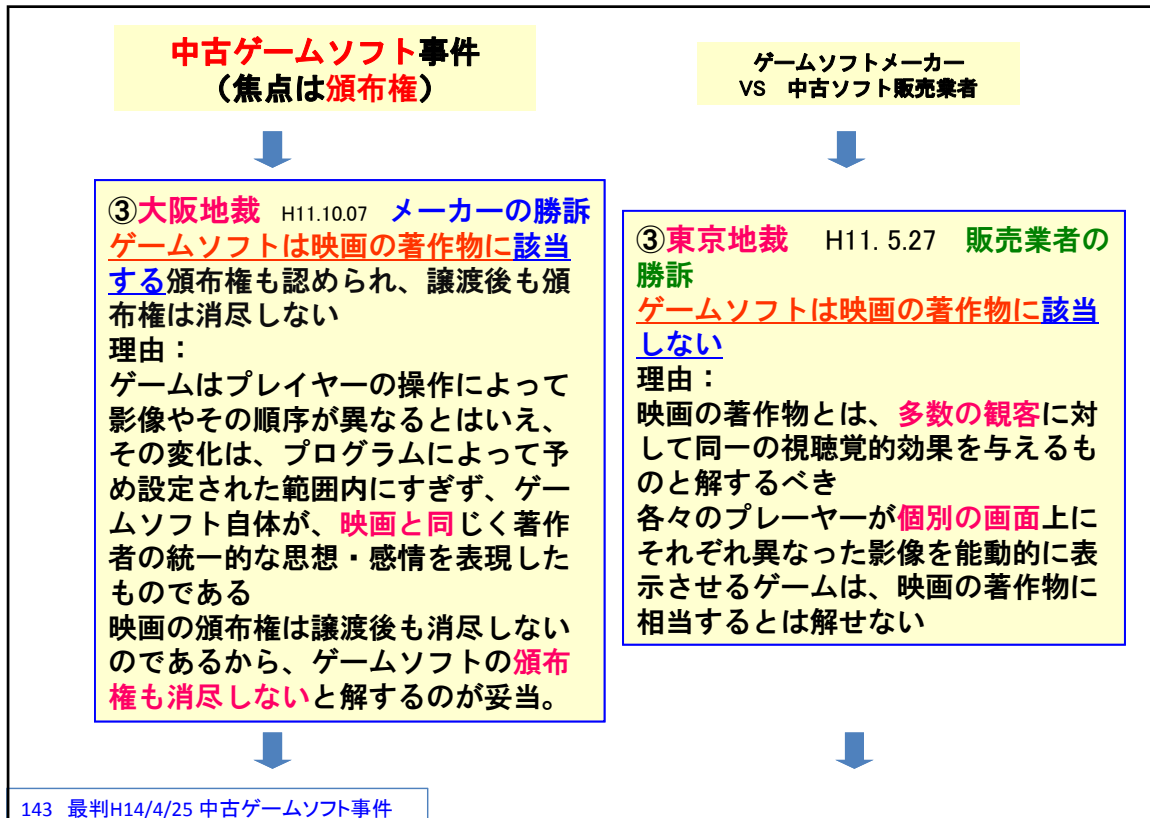
#### 1. 事件の背景

- ①公正取引委員会が、SCEが小売業者や卸売業者に対して中古ゲームソフトを取り扱わないよう強制しているのは、**独禁法違反**と指摘(1998年1月)
- ②SCE側は、中古ゲームソフトの販売は、**映画の著作物に対して認められる頒布権**の侵害であり、中古ゲームの販売を排除するのは著作権の行使であると反論

③**大手ゲームソフトメーカー6社**が、中古ソフト販売業者に対し、中古品販売の差止を求めて**大阪地裁**に提訴(1998年7月)

③**大手中古ソフト販売業者**が、大手ゲームソフトメーカーに対し、中古ソフトに頒布権は存在しないことの確認訴訟を**東京地裁**に提訴(1998年10月)

143 最判H14/4/25 中古ゲームソフト事件



## 江差追分事件

最一判130628

翻案権、放送権、氏名表示権

北の波濤に唄う ノンフィクション書籍

NHKTV番組：「ほっかいどうスペシャル・・・江差追分のルーツ・・・」

NHKTV番組



にしん御殿

争点：プロローグの翻案にあたるか

既存の著作物に**依拠**して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は**表現上の創作性がない部分**において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない。

本件ナレーションは、本件著作物に**依拠**して**創作された**ものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は**表現上の創作性がない部分**であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

174 最判H13/6/28 江差追分事件

## 2ちゃんねる小学館事件

インターネット上においてだれもが匿名で書き込みが可能な掲示板を開設し運営する者は、著作権侵害となるような書き込みをしないよう、適切な注意事項を適宜な方法で案内するなどの事前の対策を講じるだけでなく、著作権侵害となる書き込みがあった際には、これに対し**適切な是正措置**を速やかに取る態勢で臨むべき義務がある。

掲示板運営者は、少なくとも、著作権者等から著作権侵害の事実の指摘を受けた場合には、可能ならば発言者に対してその点に関する照会をし、更には、著作権侵害であることが極めて明白なときには当該**発言を直ちに削除**するなど、速やかにこれに対処すべきものである。

小学館刊行の「ファンブック 罪に濡れたふたり～Kasumi～」の18頁にわたる座談会頁の全文が公開

180 東京高判H17/3/3 2ちゃんねる小学館事件